46年度国保予算を6月市議会に提案

市民の健康を守り 健全財政を貫く

宇治 市政だより

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話㉜3141(代)
印刷所 KK 新進堂

市の人口
(46年5月末日現在)

世帯数	30,074世帯
前月比	238世帯増
人口	107,226人
男	54,831人
女	52,395人
前月比	712人増

面積
67.29平方キロメートル

国民健康保険特集号

運営協議会の答申を尊重

料率引上げは最低限に

市では、七月五日から再開された六月定例市議会に、本年度の国民健康保険事業会計の年間予算案を提案します。これは、三月定例議会に提案した当初予算案が継続審査となり市会議員の一般選挙で自然廃案となったためです。

あらためて提案する予算案は、新委員による国保運営協議会で十分検討し、話しあわれた結果、答申されたものであるところから、市では答申（全文は二面）を十分尊重し、編成しました。

現在の国民健康保険は、まだまだ制度の不備や欠陥が多く、国の責任が十分果された形になっておりません。市としては、たえず国に対して制度改革を強く要望していくことにしております。

しかし、今日的解決をはかるためには絶えず国の交付金の増額を要請するとともに、府の援助をも受け、反面、市の努力、被保険者の努力が必要と考えます。

本号では、国保の実情をお伝えし、市民のみなさんのご理解を得る資料として発行しました。

宇治市国保のすがた

低い加入率

宇治市の国保加入者は、三十六年度発足当時三、六一四世帯、一一、四一六人でした。ところが、市の人口の増加とともに増え、四十五年度末には六、五〇八世帯、一八、九七一人となりました。しかし、加入率では、世帯数三二%、被保険者数一八%です。このように他市に比べ国保の加入率が低いのは、宇治市が大都市近郊都市のため勤労者世帯が多く、国保対象者が少ないことによるものです。

毎年ふえる医療費

保険給付には、法定給付と助産費・葬祭費・育児手当などの任意給付とがあります。法定給付（ほとんどが医療費）についてみますと、宇治市では法定以外はお医者さんや診療所の数が多く、被保険者が診療を受けることが容易であり、さらに医療費の改定や被保険者の増加により、医療費は年々著しくふえています。

市の医療費を国保発足当時の三十六年度と比較しますと、総額は三億九四〇七万円で八・八倍、保険給付分は二億七、三八九万円で一〇・九倍、一人あたり費用額は一、四八一円で五・五倍になっています。とくに四十三年度にはオール七割給付になった影響で、保険者負担分は急増しました。

一人あたりの医療費

四十五年度の一人あたり医療費などについて、府下七市と城陽町との比較は表1のとおりです。

任意給付は現在、助産費二万円、被保険者が死亡したとき葬祭費として二千円、新生児の保育手当として一万円、出産費・育児手当などの任意給付とがあります。

表1
府下市町別療養諸費の比較(45年度)

市町別	受診率	1人あたり療養諸費
京都市	575%	25,704円
福知山市	511	20,369
舞鶴市	501	22,075
綾部市	451	17,926
宇治市	499	21,481
宮津市	447	18,210
亀岡市	404	16,915
城陽町	479	21,459

＊受診率は1人の被保険者が月を単位に医者にかかる回数で、499%は1年に約5回医者にかかったことを表す。

図1. 医療費と保険料の関係

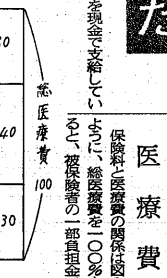

保険料と医療費

保険料と医療費の関係は図1のように、総医療費を一〇〇%とすると、被保険者の一部負担金三〇%、国の負担金四〇%ですから、医療費が年々ふえていきますので自然増だけでは追いつかず、結局保険料は三〇%となるわけですが保険料改定が必要になってきます。そのため、やむをえず三十八年度に二八%、四十四年度に二五%の料率引き上げを行なってきました。

四十五年度の保険料は表3のとおり、一人あたり五、五〇六円、一世帯あたり一五、九四〇円となり他市町に比べて低い方です。

表2
医療費に対する保険料の割合
(44年度)

京都市	35.8%	宇治市	38.1%
福知山市	43.5	宮津市	39.6
舞鶴市	37.4	亀岡市	42.5
綾部市	48.7	城陽町	45.3

答申案を検討する国保運営協議会（6月23日京都銀行会議室で）

苦しい財政事情

現在の宇治市国保事業の最大の課題は、なんといっても財政問題です。

過去十年間の国保財政の推移をみますと、事業開始以来、毎年度赤字が生じ、四十二年度末に五、三一〇万円、四十三年度末には一億八、九六九万円の累積赤字となりました。被保険者一人あたり五、七〇三万円の累積赤字となり六一五円で、当時全国一の赤字といわれました。

赤字急増の主な原因は、四十二年度に医療費の改定があり、さらに四十三年一月一日から家族に対する七割給付の実施で、医療費の市負担分が急増したためであり、これが打開のため提案した四十三年度の保険料改定案は成立せず、四十三年度だけで約三、六六〇万円の赤字が出て最悪の事態になりました。

そして四十四年度に、保険料を保険料に改め、保険料を三五%引きあげ、最高賦課限度額五万円を八万円にし、一般会計から三、〇〇〇万円を繰入れて、財政収支の健全化に努力し、国から一、〇三二万円、府から三四五万円の交付をうけた結果、単年度ではじめて一、七〇三万円の黒字決算となり累積赤字は七、二六五万円に減少しました。

四十五年度も引きつづき一般会計から三、〇〇〇万円を繰入れ、保険料徴収率の向上に努力し、調整交付金五三万円、普通調整交付金五二一万円、府から補助金四三万円などの交付をうけたほか、諸経費の節減をはかるなどした結果、単年度、一、五六五万円の黒字を生み、累積赤字はさらに減り約五、七〇〇万円になる見込みです。

表3
他市町との保険料の比較 (45年度)

市町別	1世帯あたり保険料	1人あたり保険料	賦課限度額	市町別	1世帯あたり保険料	1人あたり保険料	賦課限度額
京都市	17,724円	6,263円	100,000円	宇治市	15,940円	5,506円	80,000円
福知山市	15,856	5,776	65,000	宮津市	15,960	5,084	50,000
舞鶴市	17,939	6,418	75,000	亀岡市	19,062	5,472	70,000
綾部市	14,082	5,127	75,000	城陽町	18,941	5,851	50,000

赤字の原因

主なものは五つ

今ここで、宇治市国保会計の赤字の原因を考えますと ①事務費の超過負担 ②医療費に見合わない保険料収入 ③赤字による一時借入金利子の増大 ④保険料滞納 ⑤赤字による見額などがそのおもなものとしてあげられます。

❶事務費

事務費の関係では、図2のように、収入額は国庫負担金四、〇八八万円、府補助金八八九万円ですから差引き四、一五四万円の赤字となります。

この赤字は、法律では国が事務費の全額を負担する建前になっていますが、実際は四十五年度では実支出額の五二%、補助対象経費の六〇%が国から交付されたに過ぎません。（表4参照）

市は全国市長会などの組織を通じて、超過負担の解消について努力を続けてきましたが、いまだに解決されていません。

図2 事務費関係の収支状況（36～45年度合計）

支出	総務費 9,131万円		
収入	口庫負担金 4,088万円	府補助 889万円	差引不足額(赤字) ▷4,154万円

表4
年度別事務費超過負担額 (単位円)

年度	超過負担額	交付率	年度	超過負担額	交付率
36	1,813,849円	48.2%	43	5,391,793円	52.5%
37	2,197,272	45.5	44	6,259,842	52.0
40	6,347,352	30.0	45(見込)	8,084,652	52.3
41	5,694,906	39.5			
42	6,193,702	44.7			

❷給付の状況

次に給付関係をごらんください。図3のように、三十六年度から四十五年度までの支出総額は、療養諸費一億三、三五三万円、任意給付費および手数料一、八一六

図3 保険給付関係の収支状況(36～45年度合計)

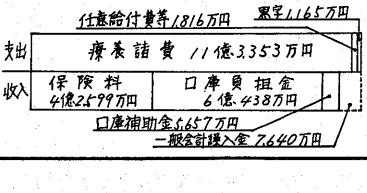

京都府では独自の援助措置

京都府では、四十二年度から府下の全市町村へ補助金を交付し、市町村国保財政の緩和をはかっています。

以下裏面へ

裏面から

万円、合計一一億五、一六九万円です。これに対し、収入総額は保険料四億二、三九九万円、療養給付費国庫負担金六億四三八万円、調整交付金五、一五六万円、その他助産費補助金等五〇〇万円、合計一〇億八、六九三万円で、一般会計の繰入れ額を除くと、差引六、四七六万円の赤字となります。この中には、保険料滞納分が二、三二八万円含まれます。もし保険料が一〇〇％納められて滞納がなくなった場合、赤字はそれだけ減るが、それでも四、二四八万円残ります。

この赤字を埋めるには、保険料の改定か国庫負担金の増額かのいずれかによらなくてはなりません。保険料の改定は、最近の相次ぐ物価高などで一般の生活が苦しいことなどからみて、安易に行なうことは到底できません。

国庫負担金は、他の被用者保険のように、事業主負担のない国保事業に対し、社会保障の見地から総医療費の四〇％を市町村へ一率交付しているものですが、国保財政の安定をはかるためにはまだ不十分で、全国市町村は少なくとも五〇％以上に引き上げるよう強く運動しています。

従来市としては、国庫負担金の不足によって生じた赤字を、一般会計繰入金でカバーしてきました。その総額は七、六四〇万円ですから、逆に約一、一六四万円の黒字となっているのです。

京都市でも現在、一〇億円を超える累積赤字で、毎年、四億円近くを一般会計から繰入れていますが、この額は被保険者一人あたり一、〇〇〇円程度です。宇治市では四十四年度、四十五年度ともに三、〇〇〇万円を繰入れていますから、被保険者一人あたり四十四年度一、七七四円、四十五年度一、六三五円で、京都市よりもかなり多いこととなります。

図4　公債費、その他の収支状況（36～45年度合計）

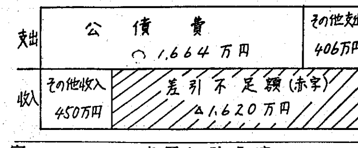

❸一時借入金の利子

一時借入金利子も赤字の要因です。市の場合、大きな赤字をかかえていますので、毎年、多くの一時借入をし、その利子を支払っています。この十年間に支払った利子は総額で一、六六四万円になります。（図4参照）

❹保険料の滞納

保険料の滞納は最も直接的な赤字の原因です。

保険料の収納状況は表5のように、四十四年度まで極めて不振な成績がつづいてきました。これは市と被保険者が共同して負うべき責任で、市としては四十二年十二月に徴収課を新設して保険料の滞納整理に力を入れてきましたが、さらに昨年十一月から徴収嘱託員を設置して、臨宅徴収を実施しました結果、被保険者のご協力と職員の努力によって四十五年度は、現年度分九一・九七％、滞納繰越分三九・八八％というかってない好成績をおさめることができました。

四十六年度分については、少なくとも全国平均の九五％を目標に一層努力いたしますので、被保険者のみなさん方のご協力を切にお願いする次第であります。

表5　保険料収納状況

年度	現年度分	滞納繰越分
41	84.87%	28.03%
42	84.51	22.74
43	83.98	32.61
44	84.69	36.52
45	91.97	39.88

図5　保健施設費の収支状況（36～45年度合計）

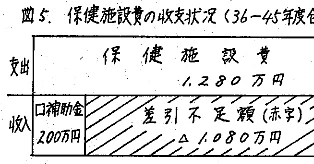

国保運営協議会の答申〈全文〉

国民健康保険は、地域住民の健康と生活を守る上に極めて重要な役割をもつものであるが、制度の不備欠陥や、事務費をはじめ保険給付費・保健施設費などに対する国の財政措置の不足などにより、常に財政の安定を欠き、事業の健全な運営が確保されていない。

国においては、かねてから健康保険各制度の抜本改革並に国民健康保険における標準保険料設定などが検討されているが、今なお解決をみず、その前途は極めて多難である。

他方、医療技術の進歩は、被保険者のうける医療内容を毎年質的に向上せしめ喜ぶべきであるが、医療費の自然増をもたらし、更に四十二年十二月、四十五年二月、七月に実施された医療費の緊急是正は医療費をますます増大させ、諸物価、人件費の高騰と相まって健康保険の財政に少なからぬ影響を及ぼしている。

宇治市国民健康保険事業においても、これら諸種の影響をうけ保険財政の安定確立に至らず、四十四年度は料率の引き上げ、一般会計繰入金、国及び府の財政援助、四十五年度は一般会計繰入金、国・府の財政援助、保険料収納率の向上などにより、単年度黒字を生じたが、**昭和四十六年度においては現行料率のまま推移する場合、単年度収支において五千七百万円の赤字はさけられず、累積赤字は再び増大するものと予想され、事業運営に著しい支障をきたすことは明白である。**

これを回避するために、四十六年度において保険料率を大幅に引き上げることは、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるので、関係各市町の医療費の需要に対する保険料との均衡の点も考慮して、**赤字の原因が制度の不備によるものについては、できる限り国及び府の援助をうけ、更に一般会計繰入金によって補てんし、なお、不足する部分については現行料率を一五％程度引き上げて、単年度収支の均衡を保つことはやむをえないものと考える。**

ただし、料率の問題に限り少数意見として、市の一般会計繰入金を四十五年度なみに確保し国の補助金を四十五年度程度受けるならば、料率の引き上げは必要とせず、従って料率の引き上げに反対意見のあったことを附記する。

次に高度経済成長による所得の増加に伴ない、最高賦課限度額八万円を越す世帯が漸増しているので、国保財政健全化の一助とするため、**このさい、限度額を料率の改正と同時に十万円とすることが適当である。**

また、国保被保険者は他の被用者保険におけるような十分な健康管理を行なえないものがあるので、一般公衆衛生行政における定期検診・予防接種などの改善を積極的にはかり疾病予防に努力されたい。

別途、累積赤字は利子負担を累増し、国保財政を圧迫しているので、できるかぎり国及び府の援助を得るとともに、一般会計繰入金を四十五年度なみに確保し、速かに解消するよう努力され、保険料の徴収についてもあらゆる工夫を重ね、滞納を生じないよう最善の方策を講じ滞納繰越分の徴収についても一層の強化をはかって、国保財政の健全化に資し、あわせて、善良な納付義務者との間に不均衡を生ずることのないよう努力されたい。

右答申する。

昭和四十六年六月二十三日

宇治市長　田川熊雄　殿

宇治市国民健康保険運営協議会
会長　夜久全宏

保健施設費も一因
低い国の補助単価

もう一つ、赤字の原因に保健施設費関係があります。図5のように、三十六年度から四十五年度までの総支出額は一、二八〇万円で総収入額は保健婦の人件費に対する国庫補助金約二〇〇万円で、差引き約一、〇八〇万円の赤字です。

これは、国の補助単価が低いため補助率三分の一の建前が、実際は五分の一以下になっているからです。

46年度国保会計予算案

（単位万円）

歳入	
国民健康保険料	13,098
使用料、手数料	6
国庫支出金	24,745
府支出金	2,000
財産収入	2
繰入金	2,000
諸収入	32
合計	41,883

歳出	
総務費	2,008
保険給付費	32,731
保健施設費	495
公債費	559
諸支出金	40
繰上充用金	6,000
予備費	50
合計	41,883

本年度の国保会計
現行料率では五、七〇〇万円不足

歳出は三億五千八百万円

四十六年度の国保会計は、本年三月、市会に提出した予算では、被保険者の増加、医療費、その他事務費の増大で、歳出の規模は三億五、七八九万円となり、前年度より五、七九一万円増加し、一方歳入は、保険料を現行料率で計算した場合、国庫負担金やその他の収入（府補助金、一般会計繰入金を除く）を加え総計は三億八二万円で、差引き五、七〇七万円の不足（赤字）が生ずることになります。この不足額の内訳は、①事務費において一、〇七四万円　②保険給付費において三、五九九万円　③保健施設費において四二五万円　④公債費、その他において六〇九万円です。

そこで市は去る二月、国保運営協議会に諮問し、その答申を十分尊重するとともに、現下の社会情勢や被保険者の生活に及ぼす影響他市町の保険料との均衡、赤字の原因など慎重に考慮した結果、国保財政の建て直しのためとはいえ住民の生活に大きい影響をもたらすような、大幅な保険料の引き上げは適当でないとの結論に達し、事務費の超過負担分、保健施設費および公債費などの不足分約二、一〇〇万円は、府の補助金二、〇〇〇万円と一般会計繰入金一〇〇万円でカバーし、保険給付費の不足分約三、六〇〇万円は一般会計繰入金一、九〇〇万円を充当してそれでもなお不足する約一、七〇〇万円についてのみ、保険料改定により被保険者に負担していただくことにしたのです。保険料率は現行の一五％引き上げとなります。

市民の健康を守るための保健施設活動

当初予算案は廃案

こうした考えで、三月定例市会に四十六年度予算案と関係条例案を提出しましたが、継続審議となり、市会議員の一般選挙のため自然廃案になり、現在、暫定予算で事業を行なっております。

四十六年度当初予算は、以上の経過をたどって今日に至っていますが、このまま推移しますと、単年度赤字は必至で、累積赤字は再び増加し、財政運営が一層困難になることが予想されます。

再度国保運営協に諮問

本年六月、新委員により発足した国保運営協議会に、あらためて保険料率の改定について諮問し、六月十日、同十八日、同二十三日の三回にわたって、慎重検討を願った結果、最終日に別掲のような答申を得ました。

その要旨は前回とほぼ同様でありますが、保険料率を一五％程度引き上げるのはやむを得ないとしています。市もまた、料率改定については三月のときと同じ考え方で予算を編成し、六月定例市会に提出することにしました。ただ、予算額において前回と異なる点は①料率改定の時期が七月になり、四月から六月までは旧料率による収入となること　②料改定にともなう経費九四万円が事務費に加わること　③四十五年度決算の赤字を補てんする繰上充用金に関する予算額六、〇〇〇万円を歳入歳出にそれぞれ計上したことです。これらにより、今回、市会へ提出する予算の総額は歳入歳出とも四億一、八八三万円となります。

国保の混乱は国の責任
財政対策にも不備や欠陥

昨年、日雇健保の擬制適用が廃止になり、また、先般の国会では健康保険法（被用者保険）の改正案が審議未了となり、去る五月末に保険医の総辞退問題が起こるなど、我が国の医療保険制度は大きな社会問題となっています。これは、各種医療保険制度がまちまちであることや、医療供給体制、診療報酬の審査支払制度、国の財政対策などに大きな欠陥、不備があることによるものと思います。

これを打開するため、かねてから国は社会保障制度、社会保険制度、両審議会に抜本改革案を諮問していますが、審議が難航しているようです。

このように、社会保険・国保などが混乱しているのは、政府が制度の抜本改革にふみ切らないことによるものであり、国の責任といわざるを得ません。

市は抜本改革によって、国保財政の安定が確立され、国民医療の確保が達成、実現されることを期して、全国市町村国保関係者とともに国に対し運動を進めていますが、当面は国、府の財政援助をうけるべく最大の努力をするとともに、一般会計からの繰入金などによって財政の健全化をはかり、さらに保険料率の改定を最小限度に行なって、この難局を切り抜けていきたいと考えるものであります。市民各位のご理解とご協力を特に切望する次第であります。

ご意見をおよせください

この特集を編集するにつきましては、できるだけわかりやすく説明したつもりですが、おわかりにくいこともあり、また、いろいろご意見もあることと思いますので、そうしたご質問やご意見をおよせくださるようお願いいたします。

水道の使用がウナギのぼりに多くなっています　断水をさけるためにお互いに節水にご協力ください